

賃金の引上げに係る事業者支援策一覧（R8.10.5時点）

「大阪府中小企業向け賃上げ促進支援パッケージ」、及び国等の主な支援策をまとめた一覧です。
支援メニューの詳細や最新情報については、「お問合せ先」へご確認ください。

■物価上昇等により増加したコストの適切な価格転嫁に取り組む事業者への支援

	名称	内容	賃上げ要件等	お問合せ先
伴走支援	中小企業価格転嫁支援事業	価格交渉スキルの向上のため、専門家派遣による伴走支援や、業種・業界別の特性を踏まえた実践的なセミナー、ワークショップ等を実施	—	大阪府 ものづくり支援課 ものづくり振興グループ 06-6210-9470
	＜募集時期＞ 令和8年6月19日開始			

■設備投資を行い生産性向上に取り組みたい事業者、業務プロセスの効率化などを通じて利益率向上に取り組みたい事業者、展示商談会への出展により売上拡大に取り組みたい事業者への支援

	名称	内容	賃上げ要件等	お問合せ先
補助金・助成金	業務改善助成金	事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業・小規模事業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度 ＜助成上限＞30～600万円 ＜助成率＞3/4（大阪府） ＜対象経費＞機器・設備導入費 等	事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満であり、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げることが申請要件	業務改善助成金 コールセンター 0120-366-440
	大阪府業務改善・賃上げ促進補助金 【事前登録受付期間】 ※事前登録受付を終了しました。 令和8年9月1日（火曜日）から令和8年9月30日（水曜日）まで 【交付申請受付期間】 令和8年12月1日（火曜日）から令和9年3月10日（水曜日） ※交付申請には、事前登録が必須です。	国の令和8年度の「業務改善助成金」を活用する事業者に対し、上乗せ補助を行う制度 ＜対象事業者＞ 令和8年9月1日以降に大阪労働局に国の「業務改善助成金」の交付申請を行い、令和9年1月31日までに交付額確定及び支給決定の通知を受けている者 ＜補助上限＞200万円 ＜補助率＞1/4 ＜対象経費＞ 国の「業務改善助成金」の対象経費支出済額	以下の2点のいずれにも該当する者 ①国の「業務改善助成金」において、事業場から大阪労働局に提出した計画に記載の金額を上回る賃上げを行うこと ②令和8年度の地域別最低賃金（令和8年10月1日改定）よりさらに2%を上回る金額まで、事業場内最低賃金を引き上げること	大阪府 労働環境課 労働環境推進グループ 06-6946-2605
	利益率向上・賃上げ支援補助金 ※募集を締め切りました。 ＜募集時期＞ 令和8年5月25日（月）から6月26日（金）17時まで	業務プロセスの効率化やロスの削減、省力化、新規事業の推進など、収益性の向上につながる取組を行う中小企業等を支援する制度 ＜補助上限＞500万円 ＜補助率＞2/3 ＜対象経費＞機械装置・システム構築費、広告宣伝・販売促進費、開発費、専門家経費、知的財産権等関連経費、研修費、外注費	代表者は以下に示す内容を従業員に宣言書として示し、申請時に添付すること ・1年後に給与支給総額を2.0%以上引き上げることと目標とする ・目標達成に向けて取組みの推進に努めること	令和8年度利益率向上・賃上げ支援 事業事務局 050-5530-2226 大阪府 経営支援課 経営革新グループ 06-6210-9494
	中小企業展示商談会出展支援事業費補助金 ※申請受付を終了しました。（令和8年8月12日12時00分） ＜募集時期＞ 令和8年7月1日（水曜日）から12月18日（金曜日）17時まで	賃上げに取り組む中小企業に対し、効率的に新規顧客の開拓ができるよう、BtoB対象の展示商談会への出展を支援する制度 ＜補助額＞下限10万円～上限200万円 ＜補助率＞2/3 ＜対象経費＞出展小間料	代表者は以下に示す内容を従業員に宣言書として示し、申請時に添付すること ・出展後の1年後に給与支給総額を2.0%以上引き上げることと目標とする ・目標達成に向けて取組みの推進に努めること	中小企業展示商談会出展支援事業 コールセンター 06-7712-2514 大阪府 ものづくり支援課 販路開拓支援グループ 06-6210-9413

		名称	内容	賃上げ要件等	お問合せ先
補助金・助成金	国	小規模事業者持続化補助金(通常枠) ＜募集時期＞ 第19回公募 令和8年3月6日～4月30日	生産性向上や販路開拓の取り組みを行う小規模事業者等を支援する制度 ＜補助上限＞ 50万円 ※特例を活用した場合は最大250万円 ＜補助率＞ 2/3 ※賃上げ特例活用事業者のうち赤字事業者は3/4 ＜対象経費＞ 機械導入費、広告宣伝費、商品開発費 等	以下を満たせば、補助額を引上げ ＜インボイス特例＞ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者 ＜賃金引上げ特例＞ 事業場内最低賃金を50円以上引き上げる事業者	＜商工会議所地区＞ 最寄りの商工会議所 ＜商工会地区＞ 最寄りの商工会
	国	デジタル化・AI導入補助金(通常枠) ＜募集時期＞ 令和8年3月30日～6月15日	IT導入による業務効率化・DX推進の取り組みを行う中小企業・小規模事業者等を支援する制度 ＜補助上限＞ 450万円 ＜補助率＞ 1/2 ※最低賃金近傍の事業者について2/3に引上げ ＜対象経費＞ ソフトウェア購入費、クラウド利用料 等	以下を満たせば、補助率を引上げ ・令和6年10月から令和7年9月の間で、「地域別最低賃金以上～令和7年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員の30%以上である月が3か月以上ある場合	デジタル化・AI導入事業コールセンター 0570-666-376 050-3133-3272
	国	中小企業省力化投資補助金 ＜募集時期＞ [カタログ型] 随時受付中 [一般型] 第7回公募 令和8年6月上旬～7月下旬（予定）	売上拡大や生産性向上のための省力化投資を行う中小企業等を支援する制度 [カタログ注文型] 付加価値向上等に効果的な「汎用製品」をカタログから選択 ＜補助上限＞ ・従業員5名以下：500万円（750万円） ・従業員6～20名以下：750万円（1,000万円） ・従業員21名以上：1,000万円（1,500万円） ※（ ）内は大幅な賃上げを行う場合 ＜補助率＞ 1/2 [一般型] 現場や事業内容に応じた多様な省力化投資を補助 ＜補助上限＞ ・従業員5名以下：750万円（1,000万円） ・従業員6～20名以下：1,500万円（2,000万円） ・従業員21～50名以下：3,000万円（4,000万円） ・従業員51～100名以下：5,000万円（6,500万円） ・従業員101名以上：8,000万円（1億円） ※（ ）内は大幅な賃上げを行う場合 ＜補助率＞ ・中小企業 1/2 ※大幅な賃上げを行う場合 2/3 ・小規模事業者等 2/3	[カタログ注文型] 以下2点を補助事業期間終了時点で達成すれば、補助上限額を引上げ ・事業場内最低賃金を3%以上増加 ・給与支給総額を6%以上増加 [一般型] ①以下を満たす事業計画の策定・達成が申請要件 ・労働生産性の年平均成長率4.0%以上増加 ・1人あたり給与支給総額の年平均成長率を3.5%以上増加 ・事業所内最低賃金が事業実施都道府県の最低賃金+30円以上の水準 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ） ②以下を満たせば、補助上限額引上げ ・1人あたり給与支給総額の年平均成長率を6%以上増加 ・事業所内最低賃金が事業実施都道府県の最低賃金+50円以上の水準	中小企業省力化投資事業コールセンター 0570-099-660 03-4335-7595
	国	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 ＜募集時期＞ 23次 令和8年4月3日～5月8日	新製品・新サービス開発のための設備投資等を行う中小企業・小規模事業者等を支援する制度 [製品・サービス高付加価値枠] ＜補助上限＞ ・従業員1～5名：750万円（850万円） ・従業員6～20名：1,000万円（1,250万円） ・従業員21～50名：1,500万円（2,500万円） ・従業員51名以上：2,500万円（3,500万円） ※（ ）内は大幅な賃上げを行う場合 ＜補助率＞ ・中小企業 1/2 ※最低賃金の引き上げを行う場合 2/3 ・小規模事業者等 2/3 ＜対象経費＞ 機械・システム構築費、専門家経費、外注費 等	①以下を満たす事業計画の策定・達成が申請要件 ・付加価値額の年平均成長率を3%以上増加 ・1人あたり給与支給総額の年平均成長率を3.5%以上増加 ・事業所内最低賃金が事業実施都道府県の最低賃金+30円以上の水準 ・次世代育成支援対策推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・公表 ②以下を満たせば、補助額引上げ ・1人あたり給与支給総額の年平均成長率を6%以上増加 ・事業所内最低賃金が事業実施都道府県の最低賃金+50円以上の水準	ものづくり補助金事務局 サポートセンター 050-3821-7013

	名称	内容	賃上げ要件等	お問合せ先
補助金	国	中小企業新事業進出補助金 ＜募集時期＞ 第4回公募 令和8年5月19日～6月19日	以下は第3回公募要件のため、最新情報は事務局ホームページをご確認ください。 ①以下を満たす事業計画の策定・達成が申請要件 ・付加価値額の年平均成長率4%以上 ・1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、「都道府県の最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上」または「給与支給総額の年平均成長率が2.5%以上増加」 ・事業所内最低賃金が都道府県の最低賃金+30円以上の水準 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画公表等 ②以下を満たせば、補助上限額引上げ ・1人あたり給与支給総額の年平均成長率6%以上増加 ・事業所内最低賃金が事業実施都道府県の最低賃金+50円以上の水準	新事業進出補助金コールバック予約システム https://shinijigyou.resv.jp/
	大阪府	設備投資応援融資促進事業 ＜募集時期＞ 令和8年5月11日開始	賃上げ環境の整備に向けた「生産性向上」を目的とした設備投資に取り組む方を対象に、新たに「チャレンジ応援資金（設備投資応援融資 保証料補助型）」を創設し、融資実行に係る信用保証料の2分の1相当を補助 ＜補助率＞2分の1相当	取扱金融機関 大阪府 金融課 06-6210-9508
税制	国	固定資産税の特例措置 生産性向上や賃上げに取り組む事業者が、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対し、償却資産にかかる固定資産税の特例措置が受けられる制度 【雇用者給与等支給額が1.5%以上増加することを表明した場合】 課税標準を3年間1/2に軽減 【雇用者給与等支給額が3.0%以上増加することを表明した場合】 課税標準を5年間1/4に軽減		税制サポートセンター 03-6281-9821

■従業員のスキルアップに取り組みたい事業者への支援

	名称	内容	賃上げ要件等	お問合せ先
補助金・助成金	国	非正規雇用労働者（有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者等）の正社員化、処遇改善の取り組みを行う事業主に対する助成制度 【賃金規定等改定コース】 ＜1人当たりの助成額＞ 【賃金引上げ率3%以上～4%未満】4万円（2.6万円） 【賃金引上げ率4%以上～5%未満】5万円（3.3万円） 【賃金引上げ率5%以上～6%未満】6.5万円（4.3万円） 【賃金引上げ率6%以上】 7万円（4.6万円） ※1年度1事業所あたりの申請上限人数は100名 ※（ ）内は大企業 【短時間労働者労働時間延長支援コース】 ＜1人当たりの助成額＞ 【小規模企業】50～75万円【中小企業】40～60万円 【大企業】30～45万円	〔全コース共通〕 事前にキャリアアップ計画書を作成、提出が必要 〔賃金規定等改定コース〕 有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定・適用した事業主を助成 〔短時間労働者労働時間延長支援コース〕 労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加（労働時間延長・賃上げ）の取り組みを行う事業主を助成	大阪労働局 助成金センター 06-7669-8900
	大阪府	大阪府スキルアップ支援金 ＜募集時期＞ 令和8年4月1日から令和9年3月10日まで	求職者等のスキルアップを支援するため、国の教育訓練給付金の支給対象外となっている、離職後1年を超える方や、在職しているが雇用保険加入期間が1年未満の方などが、資格取得などを目的とする指定の講座を受講した場合に補助する制度 【対象経費】国の教育訓練給付制度の指定講座の受講に要する経費 【補助率】運輸・建設関係、デジタル関係の講座：受講費用の3/4（上限なし） その他の講座：受講費用の1/2（上限20万円）	大阪府スキルアップ支援金コールセンター 06-6966-1030

■賃上げに取り組む事業者への資金面、働き方改革に関する支援

	名称	内容	賃上げ要件等	お問合せ先
融資	国 企業活力強化貸付 (働き方改革推進支援 資金)	非正規雇用労働者の処遇改善への取り組みや長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、多様な人材の活用促進などに必要な設備資金および長期運転資金を融資する制度 ＜限度額＞ 7.2億円 ＜期間＞ 設備資金20年以内(うち据置2年以内)、運転資金10年以内(うち据置2年以内) ＜金利＞ 公庫所定の利率		日本政策金融公庫 各支店 (中小企業事業窓口)
	国 賃上げ貸付利率 特例制度	公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除する制度	以下を満たす場合に利用可能 ・雇用者給与等支給額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方 等	日本政策金融公庫 各支店
税制	国 賃上げ促進税制	事業者が前年度より給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税等から税額控除できる制度 ＜令和8年度税制改正予定＞ 【中堅企業】 継続雇用者の給与等支給額の増加額の 最大30% を税額控除 【中小企業】 全雇用者の給与等支給額の増加額の 最大35% を税額控除		税制サポートセンター 03-6281-9821
伴走支援	国 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業	生産性向上による賃金引上げなど、特に中小企業・小規模事業者が抱える様々な課題に対応するためのワンストップ相談窓口として、47都道府県に開設。中小企業等の求めに応じ、労務管理等の専門家による窓口・電話・オンラインによる相談、訪問コンサルティング等の伴走型支援を実施。		大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター 0120-068-116

相談体制

商工会議所・商工会などの支援機関では、経営全般に関する相談対応・各種支援制度の活用サポートを行っています。

- 商工会議所
- (池田商工会議所) 072-751-3344 (箕面商工会議所) 072-721-1300 (豊中商工会議所) 06-6845-8001
(高槻商工会議所) 072-675-0484 (茨木商工会議所) 072-622-6631 (吹田商工会議所) 06-6330-8001
(北大阪商工会議所) 072-843-5151 (守口門真商工会議所) 06-6909-3303 (大東商工会議所) 072-871-6511
(東大阪商工会議所) 06-6722-1151 (八尾商工会議所) 072-922-1181 (松原商工会議所) 072-331-0291
(堺商工会議所) 072-258-5581 (高石商工会議所) 072-264-1888 (和泉商工会議所) 0725-53-0330
(泉大津商工会議所) 0725-23-1111 (岸和田商工会議所) 072-439-5023 (貝塚商工会議所) 072-432-1101
(泉佐野商工会議所) 072-462-3128 (大阪商工会議所) 06-6944-6451
- 商 工 会
- (忠岡町商工会) 0725-33-3208 (柏原市商工会) 072-972-0881 (河内長野市商工会) 0721-53-9900
(藤井寺市商工会) 072-939-7047 (摂津市商工会) 06-6318-2800 (富田林商工会) 0721-25-1101
(島本町商工会) 075-962-5112 (羽曳野市商工会) 072-958-2331 (阪南市商工会) 072-473-2100
(岬町商工会) 072-492-3311 (能勢町商工会) 072-734-0460 (大阪狭山市商工会) 072-365-3194
(四條畷市商工会) 072-879-1656 (泉南市商工会) 072-483-6365 (豊能町商工会) 072-739-1647
(熊取町商工会) 072-453-8181 (大阪府商工会連合会) 06-6947-4340
- 大阪府よろず支援拠点 06-4708-7045
- 取引かけこみ寺 0120-418-618
- 大阪府中小企業団体中央会 06-6947-4370

こちらのウェブページでも、賃金引上げに関する大阪府及び国の支援策を紹介していますので、ご確認ください。

■ 賃金引上げに向けた支援策一覧 【大阪府】



■ 「賃上げ」支援助成金パッケージ 【厚生労働省】



■ 大阪府の最低賃金および支援策について 【大阪府】

